

平成27年度第5回秋田県環境影響評価審査会議事録

1. 日 時 平成27年10月21日(水) 13時30分から
2. 場 所 秋田地方総合庁舎4階 総402・403会議室
3. 出席委員 及川洋委員(会長)、井上正鉄委員、井上みずき委員、小笠原暁委員、  
菊地英治委員、佐藤悟委員、高根昭一委員
4. 議 事 諮問第7号  
(仮称)秋田・潟上ウィンドファーム風力発電事業の環境影響評価準備書について
5. 議事の概要 知事より諮問された案件について審議し、その結果を知事に答申することとした。

委員 シャドーフリッカーは、1日30分以上かかると予測し、実行可能な範囲内で影響の回避・低減が図られるとあるが、どこを見たら回避・低減が図られていると感じられるのかを教えてください。

事業者 記載している範囲で回答すると、今回は風車を建てる位置については、風車の影の影響という観点で、最も離隔した距離に建てさせていただいている。これ以上、影の影響に鑑みたときに、それよりも影がかからないだろう海側のほうに立地させるということはできないというところまで離して建てさせていただいているので、その観点でこういった記載をさせていただいている。

委員 エネルギーの問題はあるにせよ、60,000kWから66,000kWにしていることから、この5番は建てないということもあると思う。その辺はどうか。

事業者 検証していないので断定的な回答はできないが、5番を建てなくても影響を回避できるかどうかは判断できないので、建てさせていただくという判断をさせていただいた上で、環境保全措置ということで考えている。

委員 ステーション5の近くの風車である。

事業者 準備書640ページからそれ以降、施設ごとの風車の影がどのように見えるかを図示しており、この図面ではステーション5は地点をとっていないが、例えば631ページでは番号で20番の風車、上から3つ目のところで横に線が伸びている1番の風車はこの近くのところで、ステーション5番の辺りに向かっている。

委員 いまの説明で、ステーション5の位置を把握できない。

事務局 準備書641ページにNo.19の風車があり、そこから右側のほうに赤色で住居地域のかたまりがある。その辺りがステーション5になる。

委員 いまの説明でわかった。

事業者 1日30分以上かかるということであるが、そういった実態を今後環境監視という形でフォローさせていただき、地域の方々とコミュニケーション取らせていただき、必要があれば対応していくという考え方で風車は現在の計画でやらせていただきたいと考えている。

委員 事後調査ではなく環境監視をするということか。仮になにかあれば、地域住民と協議するのか。

委員 いまの話に関連した質問だが、環境監視をして、仮に風車の影について問題が生じた場合、具体的にどのような措置がとれるのか。風車の撤去はおそらくできないと思うので、時間帯で稼働をどうするかを考えるなどの話になるのか。

事業者 例えば、シャドーフリッカーになると、1つ考えられるのは時間帯によって停止することや場合によってはカーテンをかけさせていただくなど、具体的な方策は考えられると思う。地形等の兼ね合いもあろうかと思うので、実際どのような影響が出るかということも含めてフォローさせていただきたいと考えている。

委員 先ほど説明いただいた資料2の4ページの施設の稼働に伴う騒音の影響について、表が載っていて評価の基準があるが、ステーション2やステーション4からステーション7はA類型で基準を立てていて、1と3は学校環境衛生基準を立てているが、これを分けている理由は教えてほしい。

事業者 ステーションの1番と3番が学校環境衛生基準であり、1番が秋田県立大学、3番が天王みどり学園で、学校ということで基準を分けている。

委員 代表的な場所に学校があるということか。  
低周波音のところでは準備書535ページに風力発電機の平坦特性パワーレベルということで、その上に表があるが、この数値を見ると事務局のほうから参考資料として問い合わせをしている部分がある。参考資料の4ページ目の質問Q3-1というところで20Hz 辺りに純音成分が認められると質問がされているが、この表を見ると私もそのように感じた。音圧レベルの測定位置などが不明であるため、風車の純音成分かどうかは判断できないと事業者の答えがあるが、どのようなおつもりでお答えになったのかを教えていただきたい。

事業者 20Hzのところのデータは、メーカーからいただいた資料で確かに卓越していると分かっているが、その理由の資料などの提供はなかったということで、このような書き方をさせていただいている。

委員 風速 6 m/s と書いてこのように卓越している程度が見えるのに、8 m/s になるとそれがなくなっているように見えるということも不思議で、準備書 535 ページの表を見ると、風速 8 m/s のほうがパワーレベルとしては下がっているように、数値上はそうなっているところもなにか数値的に合点がいかない。メーカーから提供された数値ではあるとはいえ、そのような数値を使って予測されているので、予測のデータに信ぴょう性がという話をお答えいただいているような気もする。その辺りはこれが準備書であるが、今後どのようにしていくことをお考えなのか。

事業者 ここについては、現時点で断定的なお答えはできないが、今後風車メーカーと協議あるいはデータの提供をお願いしており、評価書あるいはその段階以降で説明できるようにしたいと考えている。

委員 先ほど、どのように風車を選んだかという説明をしていただいたが、騒音や低周波音の観点で言うと、こういうリスクがあるように見えるので、これで正しい数値であるというのであれば、リスクを考えていただきたい。やはりデータとしておかしいということがあれば、それを踏まえた上で予測をしていただきたいと思う。

委員 配付資料の 4 ページの騒音について、いま委員から話があった表であるが、予測値の中のほうで、ステーション 2 では 46dB、ステーションの 4 では 47 あるいは 48dB で、基準値を超過している状況である。また、下のほうの複合的な影響も同様で、これをよしとした根拠が書かれているわけだが、定格出力風速 8 m/s は、ほとんど発生しないという根拠で判断されている。そういった考え方が通用するものなのか。

風速 8 m/s は、ほとんど発生しない根拠を教えてください。

事業者 ほとんど発生しないというのは、誤解を与える表現かもしれないが、準備書 532 ページに気象台のデータを取らせていただいている。こちらで、秋田地方気象台と男鹿地域気象観測所の風速データを取らせていただいているが、地上 10m 高さは測定した高さから換算した風速を示させていただいている。風速 8m/s 以上が平均で約 2 %で、男鹿のほうは、さらに低い確率で発生する結果となっている。この風速 8 m/s は地上 10m を前提としたものなのだが、確率としてはそういう状況である。

風車において、地上 10m のところで風速 8m/s と実際はさらに風車のナセル部分が強い風速になるので、こういうケースは風車が止まる風速になる可能性もあり、騒音が懸念される場合は、環境監視で風車を止める対応も可能であると考えているので、そういった考え方を基にこのような書き方をしている。

委員 ただ、風速 8 m/s は発生しないからよいとはならないので、十分気をつけていただきたい。

委員 地下水については、調査の結果、湧水はすべて地下水の上流側にあつて、その下流に杭を打ったら影響はないだろうということが書いてあるが、ただ、地下水は海の下

までいって出ているところがあって、そのところが結構、漁業には影響すると思う。八峰町あるいは、もっと北のほうや南のほうだと伏流水の海底にある湧水が岩ガキなどの生育に影響しているようだと言われているので、地下水はすべて上流側で、影響する施設は上流側にあるということではなくて、細い杭を多く打って支えるタイプの杭を使うということなので、地下水をあまり遮ることがないということを書いたほうがよいと思うので、その辺を配慮されたい。

委員

資料4ページについて、先ほど委員のほうからもお話があり、評価の検証で、学校環境衛生基準があるが、先ほどの騒音のステーション1が一番大きくて50dBというようになちょっと飛びぬけた値となっている。学校基準衛生基準を設けられた背景は先に説明されていたが、おそらく学校だけではなくて、住居もあり、基本的に一番厳しいものに合わせるべきではないのかと思う。

事業者

このステーションのところで示しており、現状としてはそのステーションのある場所、調査をした場所のその状況にあわせた評価を記載しているところであるが、ご指摘を踏まえて検討させていただきたいと思う。

コンター図をご覧いただきたいと思うが、ステーション1やステーション3の周辺では、住居がないということで、こういった基準を設定しているという背景があり、ご意見を踏まえて検討させていただきたいと思うが、背景としてはそういった状況があるということをご理解いただければと思う。

委員

審査会参考資料の5ページ目に低周波音は、当初は事後調査としていたが、準備書で環境監視とした経緯を説明願いたいと質問があって、お答えがあるわけだが、お答えの箇条書きのところは準備書1,250ページに書いてあることか。土地又は工作物の存在及び供用にかかる事後調査ということで、準備書1,253ページにあるが、この低周波音については、事後調査は実施しないと記載されている。なぜかという環境監視による稼働1年間調査を実施するもので、ここのお答えとしてはそのように書いてあるということが準備書でそう書いてあるということが理由ですというようなお答えだと私には読めたが、それで間違いはないか。だとすると、事後調査でなくて環境監視にしたという理由としてはお答えになっていないと思うので、どのようなことを表現したいのかを教えていただきたい。

事業者

準備書のほうにも書いてあるとおりだが、発電所主務省令に基づいて、事後調査をする要件が4項目ほどある。予測の不確実性が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合などがあり、今回、予測評価をさせていただいて、さまざまな環境保全措置を実施するというので、この発電所主務省令に基づいた事後調査の要件4項目には該当しないと事業者として判断をさせていただいている。ただ、基準を超えている地点もあるので、まずは、環境監視ということで、事業者自らが監視をして、その結果に応じて対処するというので、準備書の記載のほうを修正させていただいた。

委員 風力発電設備を具体的にどうするかを決定したのはこの準備書であると思う。騒音等に関する風力発電設備のデータがどうかというのは、先ほど申し上げたとおり、もしかしたらおかしなところがあるのではないかということなのかもしれないが、仮に現在のデータで予測すると、やはり純音性などの観点から、騒音・低周波音に関してなんらかの環境影響のリスクはあると言わざると得ないと思う。準備書の作成時点で環境監視は、発電所主務省令に従って、変えましたということがあるかもしれないが、調査をすると書かれているのであれば、事後調査すればよいのではないかと思うので、なにをして、なにをしないのかというところを明確に説明してほしい。

事業者 ご指摘のとおり、検討させていただきたいと思うが、環境監視による確認を事後調査と書いて、準備書の案を提出してしまったということが背景にある。我々がやろうとしていることが、言葉でどう表現するかは置いておいて、きちんと年4回調査をしてフォローするというのを申したかったところの言葉の使い方を誤ったのではなかったと記憶している。先生のおっしゃるとおりだと思うので、評価書に向けて検討させていただきたい。

委員 事務局のほうの説明のとき思ったのが、県知事意見に対する事業者見解ということで、ニセアカシヤが出てきたが、実は秋田県での三大河川、河川敷でニセアカシヤが出て大変な思いをしてきた。ただ、今回の準備書本編あるいは要約書にしても、海岸林を維持するというので、県知事意見に対する事業者見解で出てきたと思うが、文章上の表現だけだとほかでもここで使っているのだから、例えば、内陸の由利本荘市大内町の風車もアセスの手続きがあるだが、そこでやはりニセアカシヤが出てきたら大変だと思うので、ここでは海岸植生を維持するなどの表現で、ここなら仕方ないだろうと思っているので、表現を工夫してほしいと思う。

委員 事務局よろしいか。表現方法をご検討させていただきたいということだが。

事務局 方法書では、委員の皆様からいただいたご意見を勘案して、県知事意見をそのように述べているが、準備書に対しては、また委員の皆様からのご意見を踏まえた上で、準備書に対する県知事意見について述べていきたいと思う。

委員 それから、本編で秋田県のレッドデータリストを2013年の資料を使っている。これは、まだ新しいバージョンは公表していないのか。リストは出していなかったか。

事務局 いま先生がレッドデータブック改訂検討委員会で審議されている最新版は、まだ公表していないので使えない。

委員 審査会参考資料の保安林の配慮についての2ページであるが、これの答えがよく分からない。改変幅が10mになるが、車幅は4mというのはどのようなことか。結局、木を切るのは10m以上ということになるのか。

事業者 そのとおりである。  
ただ、ここも保安林道のところ作業区間がそれぞれあって、伐採する場合でも残すところは出てくると思うが、実際ご指摘の事項については、そのとおりだと思う。

委員 保安林は4m以下の幅にすることが林道の通常の状態なので、10mにする期間が長いと、いろいろな問題が生じてくるので、速やかに戻したほうがよいと思う。

事業者 現在、担当部局の森林整備課と協議させていただいている最中である。

委員 この準備書の本編や要約書は、公文書として残るものか。

事務局 県に提出してもらっているので、県としての公文書扱いになるが、基本的に事業者の著作物になるので、著作権は事業者にある。

委員 著作権ということで責任もあるということだと思うが、事務局のこの資料に基づいた説明であればまったく異存はないわけだが、準備書あるいは要約書を見ると、既存資料によりって書いてあり、例えば、ランが出てくる。植生図についてもやはり既存資料と出てくる。既存資料であるならば資料文献名、ここに書いているような貴重なレッドデータブック、要するにその絶滅危惧種に相当するような重要種が出てくる。どこにこんなものがあるのでしょうか。おそらく既存資料だとすると秋田湾など、いろんなものを使っていると思う。今日の事務局の説明だったら異存ないが、こちらの準備書本編あるいは要約書にしても、本当に既存文献を整理したのかなと思う。

委員 具体的な文献名がなくて、単に既存資料ということか。

委員 そのとおりある。

事業者 その資料は、参照したものは掲載している。  
例えば、準備書の最後のページから2枚ページをめくっていただくと、資料47があり、例えば、生態系であれば、ここに既存資料と書かせていただいたリストをあげている。引用元はリストをあげて、説明している。

委員 個々の貴重な植物種や植生図も先ほど言ったとおり、どのような既存資料を使ったのか。

事業者 準備書916ページに植物に係る既存資料をあげている。

委員 既存資料として、ここに出てくるカキランなどは、砂丘後背地や出戸湿原あるいは秋田沿岸などの既存資料として、昔あったような気がするが、それを使うとこのように貴重種が出てくるわけか。

事業者 準備書 919 ページになるが、事業実施区域の踏査ルートになっている。

委員 このような貴重な植物種がたくさん出てくるのか。砂丘後背地でカキランなどがある。事務局の先ほどの説明で、この資料と本編や要約書に書かれている内容と違ってくるわけなのだが。

事務局 準備書 945 ページに、事業者が調査したカキランの確認位置ということで、書かれているのが、文献調査とそれから現地踏査で位置を確認したものである。ただ、カキランは、事業によって改変される位置に生育していないということで、事業者は環境への影響は小さいと評価している。

委員 貴重種が資料に残れば大変なことになる。移動させられたり、せっかく移植したところを盗まれてしまうと大変である。

事業者 原則、貴重種に関しましては非公開であり、一般公開はされていないという前提に立っている。ただし、先生方にお配りされている準備書は非公開版なので、取扱注意ということになる。

委員 事務局のほうで補足説明をお願いしたい。

事務局 公文書になるので、県のほうに情報公開が求められたときは、この貴重種の部分については、非公開扱いにして部分公開になる。

委員 景観の話だが、景観の見方は、つくる側から見る景観と住む側が見る景観はまったく違うわけで、つくる側はいろいろ根拠を持ち出して大丈夫と説明するが、つくった後にいろいろ苦情が来ることは当然想定されるわけなので、十分配慮いただきたい。

それから、配付資料 2 の 13 ページの景観のところに、景観をよしとした根拠が書かれている。環境保全措置として風車を隔離する、整然と配置する、色を塗るとあるが、これらは、基本的に低周波音や風車の影の影響を低減するもので、唯一この中では色彩が景観には効果があると思う。基準の整合性として、秋田県の景観を守る条例、秋田市の景観計画、潟上市都市計画マスタープランがあるが、秋田市景観計画は、市内に建設する建築物に対する条例である。同様に、潟上市のマスタープランも基本的には、風車を想定したものではないと思うので、これらを引用することが果たしているものかどうか。唯一、秋田県の景観を守る条例については、届出することということで、これでよいと思うが、これだけやっているのだから大丈夫といった、引導みたいな扱いはよろしくないのではないかと思う。

事業者 いろんな方々のご意見を聞きながらやっていかなければならないので、参考にさせていただきたいと思う。景観については、住民の方々、地域の皆様と共存・共栄が必要不可欠だと思うので、秋田市・潟上市にお住まいの方々とも協力し、我々は地域貢

献活動をやっていくつもりでいるので、そういった中で理解されるようなものになるように努力していきたい。

事業者 一つ追加させていただきたい。委員のほうから、地下水の上流側はいいかもしれないが、下流側のほうで懸念があるというお話があったが、準備書 1, 247 ページの環境監視計画の水質のところ、工事中に海岸域の数か所で調査を考えている。

委員 その辺はやっていただければいいということ、大抵あそこは秋田から潟上にかけて、秋田から男鹿半島に至る海域は、地下水があることはあるが、それほど海底からの地下水の湧出が生物に影響しているというようなことはあまり聞いていないので、それは構わないと思う。

ただ、もっと南のほうの鳥海山の沿岸、それから白神山地の沿岸になるところではかなり微妙な問題が出てくる。そこのところではないのでこれで十分だと思う。

委員 重要な植物種のみくりであるが、生育していた場所は、建設機械が稼働して、土砂が混じる濁水が出るような水路ではないということを確認したい。

事業者 準備書 944 ページの表にある。

委員 濁水が流れ込むような場所ではないということでしょうか。

委員 林道を整備することになるが、これを市民に開放して立派な散策路にしたり、季節によっては松林の中をマラソンコースにしたり、人によってそれは悪いということかもしれないが、そのような効果もあるとまとめることはできないものか。林道は閉鎖してしまうのか。

事業者 まったくそのつもりはない。風車を軸に、地域の方々と交流の場所にしたいと思っているので、新しくつくる道路があるかもしれないが、そういったところも含めて地域の方々と協議になろうかと思う。

委員 おそらく県のほうの仕事になると思うが、南から北にかけて、続けて一本の道路にして、それを有効活用することで、地域の活性化につながるのではないかなと思う。

事業者 事業者の努力として、そういうことを進めさせていただくということだと思う。

委員 人と自然との触れ合いの活動の場の項目があったので、感じたことである。

事務局 渡り鳥に対する予測であるが、予測手法の環境省モデルや由井モデルを含めて、事業者として予測の不確実性の程度をどの程度認識されているか。

それから、バードストライクを防ぐために準備書に書いてある環境保全措置を実施

することになるが、この効果の程度についての知見がどの程度充実しているものなのか、事業者としての認識はどうか。

事業者

大変難しいご質問だと思う。当然動物なので、いつも同じところを飛ぶわけではない。調査をした上で、それを前提とした予測評価をさせていただきたい。当然、不確実性は排除できないことは自覚しており、その前提条件を含めた環境保全措置についても、それをすれば完全になくせるというものではないということは自覚している。

事務局

そのような認識であることを確認した。それでは、事後調査か環境監視かという話をしたかったのだが、発電所主務省令には、予測の不確実性が大きい項目について環境保全措置を講ずる場合、効果の知見が不十分な場合、これらがある程度認められる場合には、基本的には事後調査をすることになる。審査会参考資料で似たような質問を繰り返し行っているが、結果自体は十分調査をしていただいております、そこに書かれている調査結果も不足はないと思うが、バードストライクに関する危険性は排除できず、予測の不確実性も大きく、環境保全措置の効果も実際に講じてみないと判断できない。それなのに、事後調査ではなくて、環境監視ということでバードストライクだけの調査をやるのかどうか。法令に基づく事後調査をして、結果を公表していただきたい。

もう一つは、その調査手法や内容についても、北側事業者の準備書との比較になるが、あちらはいま縦覧されているのでご覧いただければと思うが、事後調査をやる計画になっている。バードストライクの有無だけでなく、鳥類の飛翔行動の調査など、どのようなルートでどのように飛んでいるかというようなもので、それに準ずるような飛翔経路も含めて、どのように経路が変化したのかといった追跡調査を北側事業者はやることとしている。できれば、南側事業者との合同調査も検討したいと聞いている。そこに対して、どうされるのかを聞きたい。

事業者

準備書を作成する段階での考え方については、説明したとおりである。

いまの話については、我々もそうかなと思うし、本件、複合的な環境影響の調査項目になっているので、いろいろとやりとりさせていただいたが、改めてまたご意見を伺ったので、北側事業者と歩調をあわせるよう事後調査することを前提に評価書はそういったことを記載することで考えさせていただければと思う。ご指摘のとおりだと思う。

委員

いま事務局のほうから質問と確認が出たが、特にバードストライクの有無、主にどのような種類があったのかということを追跡調査ではっきりしていただきたい。もう一つは、風車が建った後の調査で、ガンやハクチョウ等のルートが変わるかどうか、これもはっきりと追跡調査して、どのような種類がどのように変わったかということまで、やはり把握しておく必要があると思う。これは、今後の風車の建設にとっても非常に大事なことだと思うので、ルートの変更がありうるかどうかということを抑えていただきたいというのが私からの意見である。よろしく願います。

委員 現在のルートをまず把握しないとイケない、それがどう変わったかというの  
はできるのか。

委員 おそらく、私の予測ではルートは変わると思う。ガン類等のルートが山際  
のほうに変わるのか、海側のほうに変わるのか、まったく変わらず風車の上を通  
るのか。シギ・チドリの場合は、小さくてとても追跡できないと思うので、ま  
ずは目立つ大きな鳥類から追跡調査してみてもいいか。そのことによって今後、  
秋田は数万羽以上のガンの渡来地になっているので、それが真冬に北陸のほう  
に飛ぶ、あるいは宮城県栗原に飛ぶというルートがおおよそ分かっている。た  
だ、あの上はいまのところそんなに頻繁には飛んでいない、側近は飛んでいる  
が真上は飛んでいないという事実が今回の調査でおおよそ分かってきた。これ  
がどのように変わってくるか、風車が建った段階でどのように変わってくるか  
ということをやっと追跡調査しておいたほうが、今後のために有効に活用でき  
るだろうと思う。

事業者 事業者としては、環境影響評価の事後調査としてする項目については、  
複合的な影響の項目になっているので、北側事業者と協議して、いろいろ調査  
することについては明確にしたいと思う。委員がおっしゃっていることは、我  
々も十分認識している。事後調査に関しては北側事業者と協議して決めたい  
と思う。

委員 風車ができて、そこでバードストライクが発生したら、せっかくのクリー  
ンエネルギーで頑張っているときに、ミソがついてしまう気がするの  
で、是非、事後調査をお願いしたい。

委員 その地域の鳥類に詳しい人、毎朝、空を見ている人に、その後どうな  
ったかを聞けば分かる話か。

委員 専門の調査員でなければならない。  
やはりきちんとした人を配置して定期的に毎日じゃなくてもいい、その渡  
りをする期間があるので、そのうち週3日間など、ローテーションを決めて観  
察していけば、そんなに難しいことではないと思う。ただ、夜間に渡りをする  
場面もあるので、それは声を頼りにやる。調査される調査員は十分にご存じ  
だと思うが、夜間も飛ぶので、その辺はやはりベテランではないとなかなか  
押さえきれないという点があるかと思う。ただ、ガン類の中には準備書にも  
書いてあるが、マガンだけでなくヒシクイやハクガンといった貴重なガ  
ンの仲間が含まれているので、飛んでいる姿を双眼鏡で目撃して、判定す  
るといっても非常に難しいことから、ベテランでなければならないという  
ことである。

委員 風車のブレードのどこかにカメラをつけておけばいいのか。

委員 それは難しいかもしれない。遠くなってしまうので、種の判定まで  
できるかどうか

が難しいと思う。

事業者 レーダー調査はどうか。

委員 レーダー調査だけでは種は判定できないと思う。やはり肉眼で、しかも倍率の高い双眼鏡で確認するという手法しかないと思う。レーダーでは影は映り、鳥が飛んだというのは分かるが、種類までは分からない。レーダーで飛行している物体を捉えることはできるが、マガンであるのかヒシクイであるのか、種を判定することは不可能だと思う。

委員 どういうカメラで撮っても駄目か。

委員 広範囲に渡るので、そこに全部カメラを向けて撮影して、種を判定することはおそらく不可能だと思う。

事業者 今回、レーダー調査をやっている。委員がおっしゃったとおり、影しか映らないので、種は判別できないが、同時に委員がおっしゃったようにベテランの調査員を夜間に配置して、鳴き声とそれを捉えた映像を付け合わせて、いくつかの軌跡については種の判別はできるような方策を取っている。いまのところそれが限界である。監視カメラを使っても夜間は十分影が映らないと思うので、そのようなやり方を今後やるとすれば、そのようになるのかと思っている。今回そのようないくつか実績は作っているので、これで進めていくことになろうかと思う。

委員 先日の経済産業省の会議で、衝突確率の由井モデルと環境省モデルがドッキングするような形で新しい方法を考えていると聞いている。そのような状況になって改善されるかと思う。

委員 騒音を評価するときの基準に、一部の地点で学校環境衛生基準というのを使っているところがあるという話が先ほどあったが、これは文部科学省が学校の環境のいろいろな要素を決めているもので、窓を開けている状態や閉めている状態で、学校の中の音圧レベルを規定していて、このぐらいがいいのではないかというように規定しているものだと思ったが、今回の測定地点が屋外だとすると、評価の基準としてあわせるのは望ましくないと思う。

もう一つは、風力発電設備から発生する騒音の周波数特性で純音性の成分があるかもしれないというところだが、今後詳細にデータをご覧になる機会があるとしたら、可能な限りメーカーからその風車の音を取った波形、いわゆる生データを見ていただきたい。この表に出てくるのは3分の1オクターブバンドの分析結果なので、できればその波形を見て、どのような周波数成分がどの程度含まれているかを、オクターブバンド分析よりも細かく見ていただければ、純音性がどうかといった話ははっきりすると思うので、そのようにしていただきたい。

事業者      まず1点目の学校基準だが、準備書514ページに解説を書いている。委員がおっしゃったとおり、窓を開けた状態で55dBである。予測をしている数値が屋外で50dBなので、開けた状態で55dBというものに対しては適合していると判断している。

                 2点目のメーカーからの提供資料の内容について、十分確認されたいということであるが、メーカーと協議させていただいて、委員のご指摘を踏まえ可能な限りそういったものが確認できるよう工夫したいと思う。

委員            最初のほうは、このような基準を持ち出すということは、その騒音レベルがこの程度であればいいだろうと決める基準になるわけである。学校がどうのこうのとかなんかということあまり本質的ではないわけなので、行政的に決まっている地域で類型等がないとしたら、こういう基準に対して数値がこうだからどうだということであればいいのかなと思うので、基準がその屋内の測定値で決められているのか、屋外の測定値で決められているのかは、やはり違いがあるかと思うので、その辺りを配慮していただきたいということである。

事務局          先ほど動物の事後調査の件があったが、委員からも騒音の関係でやはり不確実性があるのではないかというご意見をいただいております、特にこの事業については、風車から比較的近い位置に住居等があるという地域特性がある。風車の騒音については、今後さまざまな知見が集められると思うが、データとしては不足しているのかなというところがあるので、予測の不確実性の程度は、結構大きいのではないかと事務局としても思っている。騒音や低周波音についても環境監視ということではなくて、法令に基づいた事後調査をしていただきたいと考えている。

                 風車の影についても、委員からご意見いただいたとおり、長時間影がかかると予測されている。これについても、代償措置はいままであまり事例がないのではないかなと思うので、風車の影についても事後調査ということで、事後調査の方法やその結果を公表していただきたいと事務局としては考えているが、いかがか。

委員            委員の方々どうか。予測には不確実性があり、周辺には重要な施設や住居等もあるので、事後調査のほうをやっていただきたいと。よろしいか。  
(委員から「異議なし」の声あり)

事業者          騒音や風車の影は、ご指摘のとおりであると思う。騒音については、メーカーと協議をさせていただき、評価書までに結論が出なければ事後調査を考えているが、これについて検討させていただきたいと思う。風車の影についても同様に、今後検討して評価書までに結論を出したいと思う。

委員            審査会としては、そのような意見があるということでもよろしいか。  
(委員から「異議なし」の声あり)

以上